

平成29年第13回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成29年11月15日（金）午後1時00分

2. 開 会 平成29年11月15日（金）午後1時00分

3. 閉 会 平成29年11月15日（金）午後1時45分

4. 出席委員 八木 隆夫教育長  
尾崎 靖二教育長職務代理者  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員  
長谷川 深雪委員

5. 事務局 河野 宏甲教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・  
竹田 和之生涯学習推進部長・小川 暢子生涯学習推進部付部  
長・和久田 寿樹学校規模適正化室長代理・後藤 秀也教育総務  
室長代理・殿山 泰央学校規模適正化室課長・木村 浩幸学校管  
理課長・真鍋 成史社会教育課長・本多 章博社会教育課長・清  
水 健次青少年育成課長・川村 光子図書館課長・香川 万紀給  
食センター所長代理

6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3 報告第11号	教育長の報告について
日程 4 議案第26号	平成30年度交野市立小・中学校教職 員人事に関する基本方針について
日程 5 議案第27号	平成29年12月議会における補正予 算要求に対する意見を市長に申し出 ることについて

7. 議事内容

教育長 会議に先立ちまして、本日より長谷川 深雪委員が教育委員と

いたしまして、会議にご参加されておられますので、遅くなりましたが改めまして、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

長谷川 深雪委員よろしくお願ひいたします。

長谷川委員

みなさま、こんにちは。

長谷川 深雪です。私市山手に住んでいます。

10月20日（金）より、委員として就任いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

後藤室長代理

ありがとうございました。

それでは、教育長よろしくお願ひいたします。

八木教育長

皆さん、改めましてこんにちは。

午前中の総合教育会議、お疲れ様でした。

それでは、只今から平成29年第13回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。

開催の前に、事務局から本日の出席状況をお願ひいたします。

後藤室長代理

出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。これは地教行法第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

八木教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により、傍聴希望がございますので、公開したいと思ひますがご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

八木教育長

異議ございませんので、公開いたしたいと思ひます。

事務局、準備をお願ひします。

それでは只今より、平成29年第13回教育委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い、進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

八木教育長 ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

八木教育長 ご異議がありませんでしたので、只今より、午後3時00分までとさせていただきます。

続きまして、日程3報告第11号「教育長の報告について」を議題といたします。

それでは、報告事項1「交野市立小・中学校（6校）トイレ簡易改修工事入札結果について」の概要の説明をお願いいたします。

木村課長 平成29年8月24日、第10回交野市教育委員会定例会にて承認をいただきました、「交野市小・中学校（6校）トイレ簡易改修工事について」の入札結果を報告させていただきます。

現在、交野市では各小・中学校既存の和式トイレを洋式トイレへの改修工事を行っています。

10月26日に開催されました入札にて、無事に落札されたので、結果を報告させていただきます。

3社が入札に参加され、52,671,600円にて、交野市倉治に事務所をおく、森本水道工業（株）に決定いたしました。

平成29年度は、前期7月初旬から8月末まで、後期11月下旬から2月下旬にかけて改修を行うものであります。

今回は、その後期に当たるものでございまして、工事内容は和式便器の洋式化、既存扉の破損の改修等でございます。

対象校は、長宝寺小学校・旭小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第一中学校・第四中学校の6校で、142台でございます。

今回の改修工事に勘定しますと、小学校と中学校の便器の総数が983台の内、洋式が549台・洋式化率が55.8%になるものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

八木教育長

説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員

もう一度、洋式の台数をお願いします

木村課長

総数983台、洋式が549台で洋式化率が55.8%です。

亥埜委員

ありがとうございます。

八木教育長

他に質疑ございませんか。

各委員

はい。

八木教育長

質疑ございませんのでそれでは、報告事項1「交野市立小・中学校（6校）トイレ簡易改修工事入札結果について」を終わります。

これにて、報告事項が終わりましたので、日程3報告第11号「教育長の報告について」を終わります。

続きまして、日程4 議案第26号「平成30年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針の策定について」資料説明をお願いします。

北田部長

平成30年度交野市小・中学校教職員人事の基本方針を策定いたしましたので、委員会の承認を求めるものでございます。

お手元の資料、「平成30年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針（案）」をご覧ください。

小・中学校教職員の基本方針につきましては、毎年、大阪府が「市町村立小学校・中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を作成しております。

本市では、それを基に、「交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針」を策定しているものでございます。

従いまして、大阪府で変更がございますと、本市も基本方針を変更するのですが、今年度につきましては大阪府の人事取扱要領に変更点がなかったことから、昨年度との変更点はございません。

ポイントだけ説明させていただきます。

#### 1 教職員の人事

(1) 人事に関しましては、標準法、法律に基づきまして、定数、学校の教員の数が決まっていますので、それに基づいて計画的な人事配置を行います。

(2) 教職員の構成につきましては、性別・年齢・教科別等、可能な限り配慮して配置を行うように考えております。

(3) は飛ばします。

(4) 教職員全員に異動の希望を募りますが、同一校における勤務が相当長期にわたる者につきましては、計画的に異動を行います。

こちらにつきましては、裏面の留意事項にもございますが、具

体的な勤務年数、どのあたりが長期にあたるかと申しますと、新規採用・新任の教員につきましては6年、あるいは他市・他地区からの異動の教員につきましても6年、その他の者につきましては同一校10年を目途にいたしまして、原則異動を行います。

また、準異動対象者として、新規採用から4年目以降、他市・他地区から交野への移動が7年目以降の者につきましては、異動の可能性のある者として異動対象となります。

### 3 女性教職員の人事

本市でも、女性の管理職も含め、女性の中心的な活用に十分配慮する人事を行いたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

八木教育長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

伊丹委員 基本方針と留意事項とは、どのような関係があるのですか。

北田部長 基本方針にあります、内容の細かな細目になります。  
先程も申しましたが、例えば、異動の場合も同一校における勤務が相当長期にわたる者、とありますが、相当長期が何年かと言いますと、留意事項1-④「この年数が相当長期にわたりこの年数の者については異動対象になります。」という形で、細かな事が書かれているものが、留意事項になります。

伊丹委員 基本方針は、人事異動に関して拘束力があるという事ではなく、市で尊重して人事異動を考えるというものですか。

北田部長 原則は、基本方針を基にして考えるという事です。

尾崎教育長職務代理者 はい。

八木教育長 尾崎教育長職務代理人。

尾崎教育長職務代理人 先程の北田部長のご説明で、新規採用者においては、のところで他市・他地区の者は・・・とありますが、これは、それでいいんですか。

北田部長 大阪府は、他市・他地区からにつきましては、新規採用ではございませんので10年を目途にということもございますが、本市の場合は独自に他市・他地区につきましては交野市への採用ということで、新規採用と同じ扱いをしております、6年を目途に異動させています。

尾崎教育長職務代理人 同時に、現任校において他市・他地区7年以上とおっしゃいましたよね。  
ダブルでおっしゃったかと思いますが。

北田部長 申し訳ございません、先ほどどういう説明をしたか分かりませんが、基本新規採用は6年目までには異動、他市・他地区から交野市に来た者も6年目までに異動、その他の者につきましては同一校で10年を目途に異動になります。

尾崎教育長職務代理人 明文化されていないのは、明文化の必要がないということで、いま、口頭で言われた事が運用上このようにしているという事ですか。

北田部長 はい、そうです。

八木教育長 他に質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理人 来年度の見通しとして、留意事項の1-③「広域異動及び校種間異動を積極的に推進する」これについて、来年度の見通しとし

て活発に行うことを考えたのでしょうか。

北田部長 教員免許の関係もございますが、特に小中一貫を進めるうえで小学校・中学校の教員の異動は大きいと思いますので、校種間異動、それから今、市でチャレンジ人事交流ということで、中核的な教員を育てるために、他市に2年間行かせるという制度もございますので、積極的に活用したいと思っております。

尾崎教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊丹委員 はい。

八木教育長 伊丹委員。

伊丹委員 実際に、広域異動や校種間異動は、どの程度行われているのでしょうか。

北田部長 広域異動につきましては、毎年1名か2名はチャレンジ交流という、北河内区域内の異動で交野市からも将来、中堅どころになりうる教員を研修に2年間出す、逆に他市からも交野市も受け入れるということは、ここ数年続けております。

ただ、小学校・中学校につきましては、なかなか教員免許の関係もあり数的には少ないですが、管理職（校長・教頭）につきましては、小学校経験がない者を中学校の管理職にしたり、逆も含めて、出来るだけ小学校・中学校の違いが交流によって段差が詰まるような形にしています。

伊丹委員 広域異動される方は、自ら希望して異動されるという事ですか。

北田部長 チャレンジ人事交流というのは、勉強を行って戻ってきます

が、なかには、お住まいの関係や結婚での異動などを含めて、他市や他地区にいったきりという方もいらっしゃいます。

伊丹委員            言われていくというよりは、事情がある方もいらっしゃるかと思いますが、自ら望んでやる気があっていくという感じですか。

北田部長            チャレンジ交流の方はそうです。

八木教育長            校種間異動しているのは結果的に、あとで管理職になっている人は多いです。

世の中の様子を分かっているので、管理職をしてもやりやすいという事だと思います。

亥埜委員            基本方針と留意事項について、再任用の件は触れていませんが、ここでは関係ないのですか。

北田部長            再任用の教員につきましては、基本、新規採用と同じ扱いになりますので、例えば、ある学校に10年間おられて定年になったとすると、原則で言いますと、10年経つと異動になります。再任用の段階で新規の採用と同じ扱いになりますので、それまでの勤務は通算されません。

八木教育長            他に、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第26号「平成30年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針の策定について」は原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員            異議なし。

教育長            異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可

決しました。以上で日程4 議案第26号「平成30年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針の策定について」を終わります。

続きまして、日程5 議案第27号「平成29年12月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」資料説明をお願いします。

木村課長

議案第27号「平成29年12月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」「平成29年度交野市一般会計補正予算（第3号）について」「肢体不自由児学級スクールヘルパー報酬支給に係る補正予算について」審議のほど、よろしくお願いいたします。

現在、肢体不自由によってスクールヘルパーが必要とされる児童及び生徒数は14名でございます。

内小学校8名、中学校6名でございます。

今回、補正が必要となった理由について説明させていただきますと、昨年度の予算編成時において、小学校児童の肢体不自由該当者が当初9名であったが、四月の時点で実際には8名であったことから、スクールヘルパーの人件費1名分を減額補正するものであります。

同じく、中学校においては5名の予定であったが、実際は6名でした。

また、現在入院中の生徒が11月中に退院に伴い、新たにスクールヘルパー配置の必要性が生じたことから、中学校においては5月～3月分の11ヶ月分と11月～3月分の5ヶ月分の報酬費等が発生するため、合わせて16ヶ月分の補正予算を計上するものでございます。

以上簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

八木教育長

ありがとうございます。説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

伊丹委員 スクールヘルパーの報酬月額の計算で、11ヵ月分になっていますが1年分ということですか。

木村課長 11ヶ月分につきましては、5月からのスタートとなったため、11ヵ月分と計上させていただいています。

伊丹委員 小学校の減額に関しましても11ヵ月分になっていますが、これは12ヵ月分ではないですか。

木村課長 8月分は抜いて、11ヵ月分となっております。

尾崎教育長職務代理者 その代わりに夏季報酬を出しているんですね。  
報酬月額の違いは、小・中学校の違いですか？それとも、ベースが変わったからですか。  
同じ年度内におけることですから、小・中学校における違いが生じることと解釈しますが。

木村課長 平成29年度にスクールヘルパーの単価が上がったことによって、600円上がっています。

尾崎教育長職務代理者 去年度と、今年の値段が変わったんですね。

木村課長 そうです。

尾崎教育長職務代理者 指導課にお聞きしますが、交野市においてスクールヘルパーは肢体不自由児童生徒に限る、ということですか。

北田部長 基本は肢体不自由児のお子さんですが、肢体不自由でも生活で支援が必要なお子さんもいますので、申請があるのでスクールヘルパーを付けるという事ではなく、委員会内の審査会がありますので、審査をして肢体不自由ではないけれども、生活支

援が必要な場合についてはスクールヘルパーを付けております。

尾崎教育長職務代理者 かつては、就学委員会を教育委員会に設けられていましたが、現在はそうではなくて、こういったシステムでその判断とみなされるのですか。

北田部長 就学支援の就学委員会です。  
就学委員会のシステムそのものは、うちの委員会ではなく、ゆうゆうセンターの子育て支援課と一緒に会議を就学認定委員会のように読み替えています。  
子育て支援課が福祉の方と一緒に委員会をつくってそこで判断しています。

尾崎教育長職務代理者 わかりました。  
その中に一定の規定があったり、ケースバイケースで議論しながらスクールヘルパーを付けるか判断されているんですね。

北田部長 スクールヘルパーは管理課で規定をもっています。  
以前でしたら、肢体不自由の手帳を持っておられる方などの規定があるんですが、それにプラスして、今は生活に大きな支援が必要な場合につきましては、校長からの申請に基づきまして、委員会において話し合って認定するかしないかを決めています。

長谷川委員 はい。

八木教育長 長谷川委員。

長谷川委員 スクールヘルパーの業務は学校内だけですか。  
登下校の時も付くのですか。

北田部長 学校の教育活動ですので、遠足などは付きますが、登下校には

付きません。

伊丹委員            はい。

八木教育長            伊丹委員。

伊丹委員            そうすると、自分で通学できない児童は、保護者が送り迎えするんですか。

北田部長            そうですね。

ただ、本市には通学支援のような制度は福祉でもございますので、利用されている方もいらっしゃるかもしれませんが、通学につきましてはスクールヘルパーの仕事の中には入っていません。

尾崎教育長職務代理者    センター校みたいなものはなくなったんですか。

北田部長            ないです。

基本は地域の学校へ行く保護者が多いです。

尾崎教育長職務代理者    通うにしても、校区内だからということもありますよね。

八木教育長            他に質疑ございませんか。

それではお諮りいたします。議案第27号「平成29年12月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」は原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員            異議なし。

八木教育長            異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり可決されました。以上で日程5 議案第27号「平成29年12月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ること

ついて」を終わります。

これをもちまして、11月第13回教育委員会定例会議に付されました案件が終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_